

委員会提出議案第2号

桑名市議会会議規則の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和7年3月21日 提出

提出者 議会運営委員会委員長

南澤幸美



桑名市議会会議規則の一部を改正する規則

桑名市議会会議規則（平成16年桑名市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第153条」の次に「・第153条の2」を、「第155条」の次に「一第157条」を加える。

第1条中「議事堂」を「議場」に改める。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するとき、その他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第12条中「議事堂」を「議場」に改める。

第15条中「他に」を削る。

第16条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条第1項中「及び」を「、及び」に、「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第18条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入」を「投票」に改める。

第31条第2項中「会議に諮って」を削り、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項ただし書中「の所管」を削る。

第39条第3項中「議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、」を「討論を用いないで会議に諮って」に改める。

第44条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第2項を次のように改める。

2 2人以上の議員が発言を求めたときは、議長は、先起立者又は先挙手者と認める者から指名する。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第73条中「第28条から」の次に「第30条まで、」を、「第31条」の次に「第1項から第3項」を加える。

第76条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第76条の4第1項中「いう。）は」の次に「、前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第77条中「し、又は記録」を削る。

第78条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第80条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第84条第3項中「第198号」の次に「。以下「委員会条例」という。」を加え、「における委員その他の会議出席者（以下「委員等」という。）の発言、委員長及び副委員長の互選並びに表決その他」を「の開会に当たり」に改める。

第91条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第105条及び第107条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第108条第1項中「議員」の次に「（以下「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第115条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第116条第6項中「委員の」を「、委員の」に改める。

第117条中「第1章」を「前章」に改める。

第124条中「第28条から」の次に「第30条まで、」を、「第31条」の次に「第1項から第3項」を加える。

第127条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第128条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第130条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第130条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第132条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第133条中「これ」を「、これ」に改める。

第134条中「で、その内容が請願に適合する」を「又はこれに類するもので、議長が必要であると認める」に改める。

第139条を次のように改める。

(決定の通知)

第139条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第141条中「等」を「その他の会議出席者」に、「外とう、えり巻き、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第145条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「、新聞紙、文書等の印刷物」を「等」に改める。

第146条中「すべて」を「全て」に改める。

第148条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第148条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第150条ただし書中「、又は」を「又は」に改める。

第7章中第153条の次に次の1条を加える。

(開会方法の特例の準用等)

第153条の2 前条の協議等の場の開会に当たっては、委員会条例第15条の2の規定を準用する。

2 前項の規定により開会した場合の開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第155条を第157条とし、第9章中同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第155条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合

に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第65条、第78条、第115条、第129条第1項及び第130条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時、又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第156条 この規則の規定（第28条第1項（第73条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

令和5年4月の地方自治法改正による地方議会に係る手続のオンライン化に関するもののほか、現行の取扱いを明確化するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
第1章 会議 第1節 総則（第1条—第12条） 第2節 議案及び動議（第13条—第18条） 第3節 議事日程（第19条—第23条） 第4節 選挙（第24条—第33条） 第5節 議事（第34条—第47条） 第6節 秘密会（第48条・第49条） 第7節 発言（第50条—第65条） 第8節 表決（第66条—第76条） 第9節 公聴会及び参考人（第76条の2—第76条の8） 第10節 会議録（第77条—第80条） 第2章 委員会 第1節 総則（第81条—第85条） 第2節 審査（第86条—第102条） 第3節 秘密会（第103条・第104条） 第4節 発言（第105条—第115条） 第5節 委員長及び副委員長の互選（第116条・第117条） 第6節 表決（第118条—第127条） 第3章 請願（第128条—第134条） 第4章 辞職及び資格の決定（第135条—第139条） 第5章 規律（第140条—第146条） 第6章 懲罰（第147条—第152条） 第7章 協議又は調整を行うための場（第153条・第153条の2） 第8章 議員の派遣（第154条） 第9章 補則（第155条—第157条） 附則 （参集） 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に<u>議場</u>に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 （会期中の閉会） 第6条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了した	第1章 会議 第1節 総則（第1条—第12条） 第2節 議案及び動議（第13条—第18条） 第3節 議事日程（第19条—第23条） 第4節 選挙（第24条—第33条） 第5節 議事（第34条—第47条） 第6節 秘密会（第48条・第49条） 第7節 発言（第50条—第65条） 第8節 表決（第66条—第76条） 第9節 公聴会及び参考人（第76条の2—第76条の8） 第10節 会議録（第77条—第80条） 第2章 委員会 第1節 総則（第81条—第85条） 第2節 審査（第86条—第102条） 第3節 秘密会（第103条・第104条） 第4節 発言（第105条—第115条） 第5節 委員長及び副委員長の互選（第116条・第117条） 第6節 表決（第118条—第127条） 第3章 請願（第128条—第134条） 第4章 辞職及び資格の決定（第135条—第139条） 第5章 規律（第140条—第146条） 第6章 懲罰（第147条—第152条） 第7章 協議又は調整を行うための場（第153条_____） 第8章 議員の派遣（第154条） 第9章 補則（第155条_____） 附則 （参集） 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に<u>議事堂</u>に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 （会期中の閉会） 第6条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了した

ときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。

(会議時間)

第8条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であって緊急を要するとき、その他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、2人以上の賛成者（発議者を含む。）がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者（発議者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

ときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。

(会議時間)

第8条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、_____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 (略)

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に2人以上の賛成者（発議者を含む。）がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者（発議者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び 会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する _____。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から 指名する。

3 (略)

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第130条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会 に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 (略)

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 (略)

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って

 省略することができる。

4 (略)

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議に諮って指名する。

3 (略)

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第130条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会の所管に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 (略)

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 (略)

2 (略)

3 第1項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。

4 (略)

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査 を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、 、中間報告をすることができる。

において指名する。

(会議の開閉)

第84条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、桑名市議会委員会条例(平成16年桑名市条例第198号。以下「委員会条例」という。)第15条の2第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した委員会を開いたときも同様とし、この規則に定める事項のほか、オンライン会議システムを活用した委員会の開会に当たり

必要な事項は議長が別に定める。

(動議の撤回)

第91条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(発言の許可)

第105条 委員は、全て 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第107条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第108条 委員会は、審査又は調査中の事件については、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員 から発言の申出があったときは、その許可を決める。

(答弁書の配布)

第115条 委員長は、市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において

において指名する。

(会議の開閉)

第84条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、桑名市議会委員会条例(平成16年桑名市条例第198号。_____)第15条の2第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した委員会を開いたときも同様とし、この規則に定める事項のほか、オンライン会議システムを活用した委員会における委員その他の会議出席者(以下「委員等」という。)の発言、委員長及び副委員長の互選並びに表決その他必要な事項は議長が別に定める。

(動議の撤回)

第91条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(発言の許可)

第105条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第107条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第108条 委員会は、審査又は調査中の事件については、必要があると認めるときは、委員でない議員_____に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許可を決める。

(答弁書の朗読)

第115条 委員長は、市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て 簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を 禁止することができる。

3 (略)

(選挙規定の準用)

第73条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条、第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(表決の順序)

第76条 (略)

2 (略)

3 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第76条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により、あらかじめ 申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第77条 会議録に記載 する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) (略)

(会議録の配布)

第78条 会議録は、議員及び関係者に配布

する。

(会議録署名議員)

第80条 会議録に署名する議員

 は、2人とし、議長が会議に

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を 禁止することができる。

3 (略)

(選挙規定の準用)

第73条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条、第28条から 第31条 まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(表決の順序)

第76条 (略)

2 (略)

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(公述人の決定)

第76条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は 、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第77条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) (略)

(会議録の配布)

第78条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録署名議員)

第80条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議に

て答弁書を提出したときは、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(互選の方法)

第116条 (略)

2～5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合には、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第117条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第4節の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第124条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の順序)

第127条 (略)

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第128条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第130条 議長は、請願文書表の配付とともに

て答弁書を提出したときは、職員をして朗読させる。

(互選の方法)

第116条 (略)

2～5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合には、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第117条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第124条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第31条まで及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の順序)

第127条 (略)

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第128条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第130条 議長は、請願文書表の配付とともに

に、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第132条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により _____ 議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第133条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第134条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定の通知)

第139条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第141条 議場又は委員会の会議室に入る者(オンライン会議システムで委員会に出席する委員その他の会議出席者を含む。)は、帽子、コート、マフラー、傘 _____ の類を着用し、

に、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会の所管に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第132条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により 意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第133条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第134条 議長は、陳情書で、その内容が請願に適合する _____ のものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第139条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第141条 議場又は委員会の会議室に入る者(オンライン会議システムで委員会に出席する委員等 _____ を含む。)は、帽子、外とう、えり巻き、つえ、かさの類を着用し、

又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等_____の配布許可)

第145条 議場又は委員会の会議室において、資料等_____を配布するとき(オンライン会議システムを活用した委員会を開いたときは、オンライン会議システム上で共有(オンライン会議システム上で資料を確認できる状態のことをいう。)することを含む。)は、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第146条 全て_____規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第148条 議会は、懲罰について、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第148条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(出席停止の期間)

第150条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(開会方法の特例の準用等)

第153条の2 前条の協議等の場の開会に当たっては、委員会条例第15条の2の規定を準用する。

2 前項の規定により開会した場合の開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たとき

_____は、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第145条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するとき(オンライン会議システムを活用した委員会を開いたときは、オンライン会議システム上で共有(オンライン会議システム上で資料を確認できる状態のことをいう。)することを含む。)は、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第146条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第148条 議会は、懲罰について、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(出席停止の期間)

第150条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(電子情報処理組織による通知等)

第155条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第19条、第65条、第78条、第115条、第129条第1項及び第130条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時、又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が

定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第156条 この規則の規定(第28条第1項(第73条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第157条 (略)

(会議規則の疑義に対する措置)

第155条 (略)

